

2021年10月28日

びわこリハビリテーション専門職大学動物実験管理委員会

本マニュアルは、「びわこリハビリテーション専門職大学動物実験管理規程第13条」に基づき、実験動物の飼養及び保管の方法について必要な事項を定めたものである。

1. 飼養保管施設を利用できる者

- 1-1 所定の申込用紙（実験動物飼養保管施設1利用者登録申込書）により動物実験管理委員会に利用者登録の申込を行い、承認されていること。

2. 飼養保管施設の維持管理

- 2-1 施設の秩序および清潔の保持ならびに設備を常に良好な状態に保つこと。
- 2-2 安全管理に注意を払うべき動物実験および実験管理については、本学動物実験管理規定及び関係法規等に従うこと。
- 2-3 動物実験実施者は、室温、湿度、明暗サイクル等、実験動物の適正な飼養保管環境を維持すること。
- 2-4 動物実験実施者は、臭気、騒音等、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。
- 2-5 動物実験実施者は、健康状態に注意し、体調が悪い場合は施設に入室しないこと。

3. 実験動物の搬入及び検疫

- 3-1 感染症の防除の観点から、動物を業者より搬入する場合は、原則、Specific Pathogen Free (SPF) またはそれに準ずる動物とする。
- 3-2 実験動物を施設に搬入する場合、その内容を「動物実験記録管理台帳」に記入すること。
- 3-3 施設の機能上、病原体を取扱う動物実験（感染実験）や人の安全、健康、周辺環境に

影響を及ぼす可能性のある動物実験等は原則実施しない。

- 3-4 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、関係法規等に従う。
- 3-5 実験動物の導入に当たっては、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じる。
- 3-6 必要に応じて実験動物の検疫を行うこととする。特に、他施設から動物を搬入する場合は、検査機関の発行する微生物検査証を提出すること。

4. 実験動物の飼養及び保管

- 4-1 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に飼養・保管すること。
- 4-2 動物実験実施者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行うこと。
- 4-3 動物実験実施者は、床敷等の必要性及びその材質や交換頻度を考慮して定期的にケージ交換を行うこと。
- 4-4 動物実験実施者は、使用済みの汚染飼育器具・器材類を所定の洗浄場所で洗浄し、乾燥させ消毒を行い、保管場所に置いておくこと。

5. 動物の搬出

- 5-1 実験動物を持ち出し、施設外の未承認実験室で実験することは出来ない。
- 5-2 施設外に持ち出された実験動物を、再度持込むこと(再搬入)は原則として出来ない。
再搬入が実験上やむを得ない場合は、その都度動物実験管理者の了承を得ること(ただし、持出し先が承認済みの実験室に限る)。

6. 逸走防止措置と逸走時の対応

- 6-1 施設等からの入退室の際は、実験動物の逸走に十分注意すること。特に退室の際は、飼育ケージの蓋や施設等の扉が完全に閉まっていることなどを確認し、実験動物の逸走防止に努めること。
- 6-2 実験動物が逸走した際は、施設等以外に逸走しないよう処置を執り、直ちに捕獲すること。また、すみやかに実験動物管理者へ報告すること。

7. 廃棄物処理

- 7-1 実験終了もしくは実験中止した際に、実験動物を引き続き飼養しない場合は、動物実験実施者が適切な方法で安楽死させること。
- 7-2 実験動物の死体については、ポリ袋に入れ本施設内の専用フリーザーに入れ、フリーザー管理ノートに内容を記載する。袋内には注射針等の危険物は絶対に入れないこと。
- 7-3 実験により発生した医療廃棄物（血液付着・注射針などの鋭利物等）や実験廃液などについては、それぞれの定めに応じた処理をすること。

8. 緊急時の対応

- 8-1 地震、火災、気象激変、停電や事故を発見した場合は、本飼養保管室の「緊急時対応マニュアル」を参照し対応すること。また、すみやかに実験動物管理者及び事務室総務グループに連絡すること。
- 8-2 動物実験実施者が動物実験や飼養保管時において負傷をした場合、直ちにケガや容体の程度を実験動物管理者及び事務室総務グループに連絡し対応を相談すること。

9. 施設・設備の保守点検

- 9-1 床、内壁、天井及び附属設備は、衛生状態の維持及び管理を徹底すること。
- 9-2 実験動物が突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないよう施設及び設備を保守・点検すること。

10. マニュアルの改廃

- 10-1 このマニュアルの改廃は、動物実験管理委員会に諮り、学長の承認を得なければならない。

附 記

このマニュアルは、2021年3月9日から施行する。
2021年10月28日改訂。

びわこリハビリテーション専門職大学動物実験室実験実施マニュアル

2021年3月9日

びわこリハビリテーション専門職大学動物実験管理委員会

本マニュアルは、「びわこリハビリテーション専門職大学動物実験管理規程第13条」に基づき、動物実験室での実験実施について必要な事項を定めたものである。

1. 動物実験室の維持管理

- 1-1 実験室の秩序および清潔の保持ならびに設備を常に良好な状態に保つこと。
- 1-2 安全管理に注意を払うべき動物実験および実験管理については、本学動物実験管理規定及び関係法規等に従うこと。
- 1-3 動物実験実施者は、室温、湿度、明暗サイクル等、実験動物の適正な実験環境を維持すること。
- 1-4 動物実験実施者は、臭気、騒音等、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。
- 1-5 動物実験実施者は、健康状態に注意し、体調が悪い場合は実験室に入室しないこと。

2. 実験動物の搬入及び検疫

- 2-1 感染症の防除の観点から、動物を業者より搬入する場合は、原則、Specific Pathogen Free (SPF) またはそれに準ずる動物とする。
- 2-2 実験動物を実験室に搬入する場合、その内容を「動物実験記録管理台帳」に記入すること。※
- 2-3 実験室の機能上、病原体を取扱う動物実験（感染実験）や人の安全、健康、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等は原則実施しない。
- 2-4 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、関係法規等に従う。
- 2-5 実験動物の導入に当たっては、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じる。

2-6 必要に応じて実験動物の検疫を行うこととする。特に、他施設から動物を搬入する場合は、検査機関の発行する微生物検査証を提出すること。

3. 実験動物の飼養及び保管

3-1 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に飼養・保管すること。

3-2 動物実験実施者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行うこと。

3-3 動物実験実施者は、床敷等の必要性及びその材質や交換頻度を考慮して定期的にケージ交換を行うこと。

3-4 動物実験実施者は、使用済みの汚染飼育器具・器材類を所定の洗浄場所で洗浄し、乾燥させ消毒を行い、保管場所に置いておくこと。

4. 動物の搬出

4-1 実験動物を持ち出し、未承認実験室で実験することは出来ない。

4-2 実験室外に持ち出された実験動物を再度の持込み(再搬入)は、持出し先が承認済みの飼養保管施設あるいは実験室の場合に限る。

5. 逸走防止措置と逸走時の対応

5-1 実験室からの入退室の際は、実験動物の逸走に十分注意すること。特に退室の際は、飼育ケージの蓋や実験室の扉が完全に閉まっていることなどを確認し、実験動物の逸走防止に努めること。

5-2 実験動物が逸走した際は、室外に逸走しないよう処置を執り、直ちに捕獲すること。また、すみやかに実験動物管理者へ報告すること。

6. 廃棄物処理

6-1 実験終了もしくは実験中止した際に、実験動物を引き続き飼養しない場合は、動物実験実施者が適切な方法で安楽死させること。

6-2 実験動物の死体については、ポリ袋に入れ本学動物実験飼養保管施設1内の専用フリーザーに入れ、フリーザー管理ノートに内容を記載する。袋内には注射針等の危険物は絶対に入れないこと。

6-3 実験により発生した医療廃棄物（血液付着・注射針などの鋭利物等）や実験廃液など

については、それぞれの定めに応じた処理をすること。

7. 緊急時の対応

- 7-1 地震、火災、気象激変、停電や事故を発見した場合は、本実験室の「緊急時対応マニュアル」を参照し対応すること。また、すみやかに実験動物管理者及び事務室総務グループに連絡すること。
- 7-2 動物実験実施者が動物実験時において負傷をした場合、直ちにケガや容体の程度を実験動物管理者及び事務室総務グループに連絡し対応を相談すること。

8. 実験室設備の保守点検

- 8-1 床、内壁、天井及び附属設備は、衛生状態の維持及び管理を徹底すること。
- 8-2 実験動物が突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないよう施設及び設備を保守・点検すること。

9. マニュアルの改廃

- 9-1 このマニュアルの改廃は、動物実験管理委員会に諮り、学長の承認を得なければならない。

附 記

※ 2-2 当面、飼養保管施設からの動物の搬入はこの限りではないとする。
このマニュアルは、2021年3月9日から施行する。